平成２４年（フ）第３５１号
神奈川県横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ５号棟501号室
債務者　越前屋壮平
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５２号
東京都荒川区南千住５丁目29―16―105
債務者　武田　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５３号
埼玉県川越市大字小堤346－６－112
債務者　笠原　直美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６０号
東京都練馬区三原台１丁目14―23―305
債務者　西村千代子（旧姓芳賀）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６１号
東京都北区東十条６丁目７－５―302
債務者　峰　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６２号
東京都練馬区田柄１丁目６－６―702
債務者　井川三重子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７５号
神奈川県厚木市山際956―27　パレスＡＧＡＷＡ　Ｂ―201
債務者　中山マチコこと　ナカヤマ　マチコ
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９０号
東京都西東京市芝久保町１丁目15―６―104
債務者　金田　　淳
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０５号
東京都杉並区梅里１丁目４―46
債務者　山本　雅也
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０８号
東京都世田谷区赤堤２丁目16―14―103
債務者　藤木真由美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１７号
東京都板橋区蓮根２丁目７―14―203
債務者　齋藤　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１８号
神奈川県横須賀市津久井４丁目21―25
債務者　岩川　　洋
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１９号
埼玉県さいたま市南区根岸４丁目５―19―102
債務者　野口　好一
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２１号
東京都江東区亀戸３丁目21―12―403
債務者　横手　　貢
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２３号
東京都足立区関原２丁目44―１　第101新井ビル402
債務者　金野　裕美（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部